

藤沢市下水道条例の一部改正について
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例

藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第7条第4号オ中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むことができない者

第17条第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 心身の故障により責任技術者の職務を適切に行うことができない者

第23条第1項第2号中「第17条第2項第1号」の次に「又は第3号」を加え、同条に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が心身の故障によりその職務を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定されたことにより、指定工事店及び責任技術者に係る欠格条項を見直す必要による。